

青梅市こども計画の策定について

1 計画策定の背景と目的

「こども基本法」が、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

また、同じく令和5年4月に、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。

「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すもので、市町村においては、国の大綱と都道府県の計画を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映した「こども計画」を策定することが努力義務とされました。

令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

☆こどもまんなか社会☆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

市では、平成26年12月に「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画の基本方針を「次代を担う子どもをみんなで育むまち」とし、多様化する子育てニーズに対応し、子どもの健やかな成長、子育て支援のための各施策を推進してきました。

令和5年4月からスタートした「第7次青梅市総合長期計画」では、基本理念および取り組むべき施策の基本事項を定めた「青梅市こども基本条例」を制定し、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望をもって健やかに育っていく地域社会を実現する「こどもがまんなかのまちづくり」を掲げ、こども・若者に重点をおいた施策を展開していく方向性を示しました。

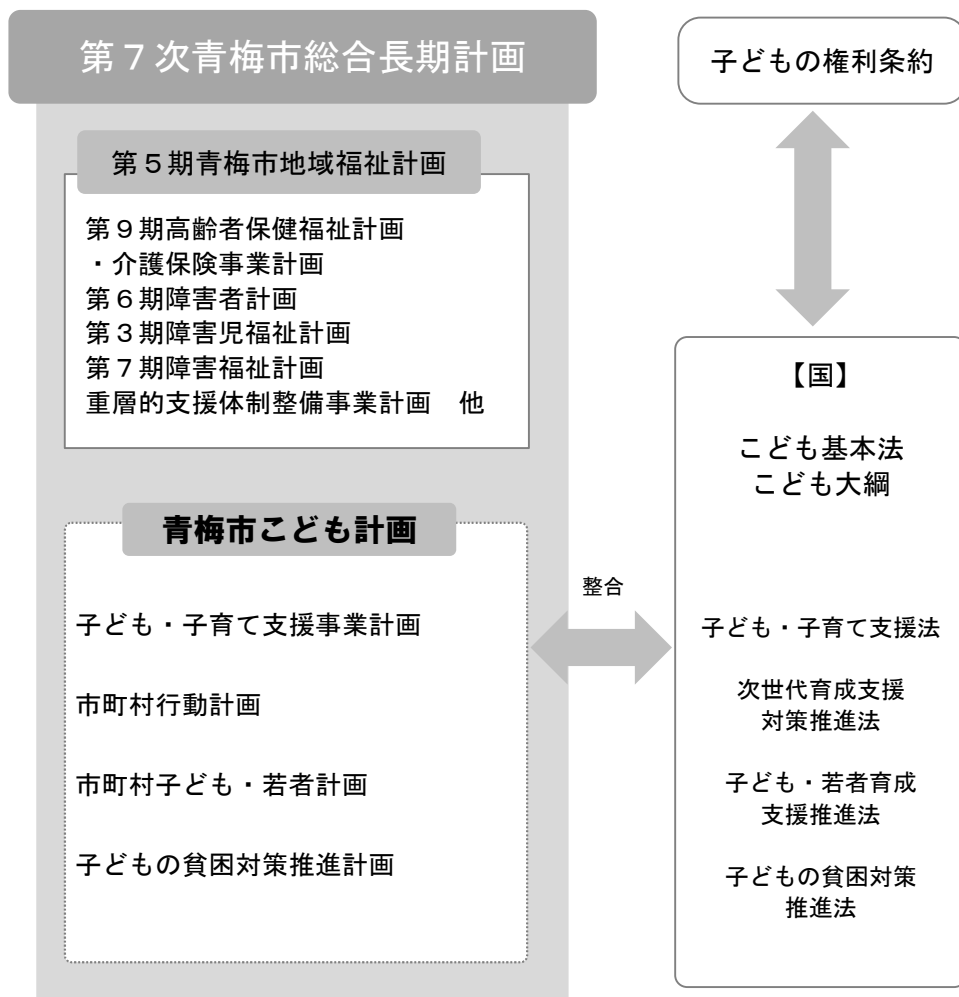
令和6年3月には「青梅市こどもまんなか応援基金」を設置し、令和6年度から学校給食費の無償化や保育園の副食費補助など、独自の子育て支援施策に取り組んでいます。

国の動向と青梅市総合長期計画の施策の方向性を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、「青梅市こども計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、こども基本法の基本理念を踏まえ策定するものです。

【上位計画、関連法等との関係】



3 計画の対象年齢

本計画では、計画の対象となる「こども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」全てと定めています。本計画は、こども・若者がそれぞれのライフステージ、それぞれの状況下において社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを目指すものであり、こどもや若者への支援が特定の年齢によって途切れることがないようにするため、このような考え方をとっています。

なお、包含する各計画にかかる事業については、各法律または従前の計画にもとづく対象者および年齢とします。

計画名	根拠法令	対象者・年齢
こども計画	こども基本法	心身の発達の過程にある者全て
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法	男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための計画で、年齢の設定は無い
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法	「子ども」は18歳未満、 「若者」は18歳～39歳まで
子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策推進法	法に定めは無く、市では従前の計画にもとづき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
策定					

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、アンケート調査を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望、市民の子育てに関する意識を調査しました。

① 調査対象（令和5年7月1日現在の市民を無作為抽出）

対象者		配布数
保護者	就学前のこどもの保護者の方	1,000名
	就学児童の保護者の方	1,000名
	中学生の保護者の方	500名
	高校生（相当年齢者含む）の保護者の方	500名
本人	中学生の方	500名
	高校生（相当年齢者含む）の方	500名

② 調査期間 令和5年8月4日～9月10日

③ 調査方法 郵送配布・郵送回収およびインターネット回答

④ 回収状況

対象者	配布数	有効回答数（うち web）	有効回答率
保護者	3,000 通	1,225通(398通)	40.8%
中高生	1,000 通	258通（79通）	25.8%

(2) 青梅市子ども・子育て会議による審議

市民、事業主、学識経験者および子ども・子育て支援に関する事業の関係者等で構成する青梅市子ども・子育て会議へ「青梅市こども計画の策定」について諮問しました。

令和6年4月15日 市長から、子ども・子育て会議へ諮問

以降、令和7年2月まで会議を7回開催予定

令和7年2月 子ども・子育て会議から、市長へ答申予定

(3) 青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会および同部会による策定作業

こども計画の策定にあたり、庁内に設置していた従来の「青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会」の枠組みを活用し、新たに「青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会」を令和6年5月13日に設置しました。

この委員会では、部会を設置し、施策や事業の検討、計画の策定作業を行っています。

(4) 計画に対する意見聴取

こども大綱では基本的な方針として「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが掲げられており、計画の策定に当たっては、意見を聴取しながら進めています。

①こども・若者の意見聴取

こども基本条例や計画など、こどもに関する決まりや施策の検討にあたっての意見を、WEBアンケートにより聴取しました。

期間 令和6年7月5日～21日

対象 市内在住・在学の小学生～18歳

意見数 1,093名

②懇談会（仮）の実施

こどもたちとの対話を通じた意見交換を行い、計画に反映します。

令和6年10月～11月に、3回程度の実施を計画中

③パブリックコメント

計画原案に対する意見を、市民の皆様から聴取します。

令和6年12月 実施予定

6 計画の基本方針

我が国の「こども基本法」では、国際連合が定める「子どもの権利条約」の精神にのっとり、こどもがあらゆる差別を受けず、最善の利益が確保され、生命・生存・発達への権利およびこどもの自由な意見と社会参加が尊重される「こどもまんなか社会」に取り組んでいくこととされています。

こども自身がその権利を理解し自己を大切にし、人生に幸福を求め、世界平和や地域の持続可能な発展を志向する成人に成長するための教育と保護に努めていくための取り組みも定めていく必要があります。

本計画は、全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく「こどもがまんなかのまちづくり」の実現に向け、未来を担う青梅市に関わる全てのこどもたちの幸福な成長と自己実現を願い、策定するものです。

以上を踏まえ、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を勘案し、また、第7次青梅市総合長期計画のまちづくりの基本方向「2 こども・若者・教育・子育て」における10年後の市の目指す姿として掲げる、

○全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現しています。

○こどもや若者たちが未来に希望を持ち、その実現に向けて、生きる力を身につけながら前向きに取り組むことを学校や地域ぐるみで応援しています。

○多様な生き方が尊重される中で、家族や地域、職場や行政など、多くの理解と協力のもとで子育てをしています。

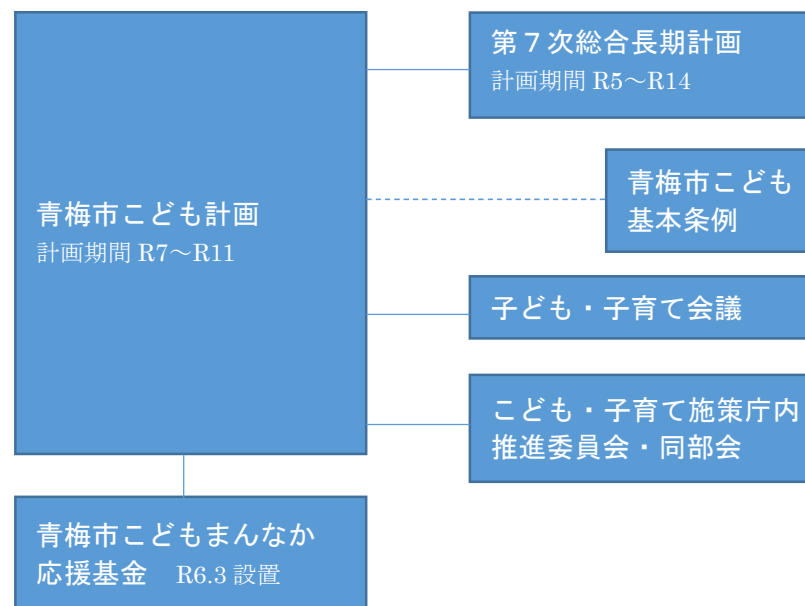
の3つの目標を総称する言葉として、
本計画の基本方針を、「こどもがまんなかのまちづくり」とします。

なお、本計画に記載する具体的な取組を実現するための財源として、令和6年3月に設置した「青梅市こどもまんなか応援基金」を活用することとし、計画を滞りなく推進していきます。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けた、基本理念を定めるため「青梅市こども基本条例」を制定することとし、本計画の施策のひとつとして定めております。

【基本方針】 こどもがまんなかのまちづくり

計画推進の体系



〔基本方針〕

〔基本目標〕

〔施策〕

〔施策の展開〕

1

子育て・子育てを
支援します年齢を問わず全てのこどもの福祉
を実現する

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障
- (2) 多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所の創設
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ①青梅市こども基本条例の制定 ②こども基本法の周知
③こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等
- ①遊びや体験活動の推進 ②生活習慣の形成・定着 ③こどもまんなかまちづくり等
- ①相談支援、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- ①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援 ③保護者の就労支援 ④経済的支援
- ①地域における支援体制の強化 ②インクルージョン（社会的包摂）の推進
③特別支援教育等
- ①児童虐待防止対策等の更なる強化 ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
③ヤングケアラーへの支援
- ①こども・若者の自殺対策 ②インターネット利用環境の整備、ネット・リテラシーの普及・啓発 ③性犯罪・性暴力対策等

2

こどもの
将来にわたる
ウェルビー
イングを
実現します年齢に応じた支援の
充実を目指す①
誕生前
から
幼児期
まで②
学童期
・
思春期③
青年期

- (1) 母子の健康支援
- (2) 親子の成長と交流の場の支援
- (3) 教育・保育サービスの充実
- (1) 教育環境の充実
- (2) 豊かな心と体づくり
- (3) 安心して学ぶことのできる環境づくり
- (1) 就学支援の充実
- (2) 就労支援の充実
- (3) 結婚を希望する方への支援

- ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ①こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- ①市民のニーズに即した教育・保育サービスの適正な見込みと確保策の推進
- ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の提供等
②こども・若者の視点に立った居場所づくり ③地域社会と連携した教育体制の整備
- ①小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
②成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ①不登校のこどもへの支援・校則の見直し ②体罰や不適切な指導の防止
③高校中退の予防、高校中退後の支援
- ①高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ①就労支援、雇用と経済的基盤の安定の取組
- ①悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3

保護者が安心して
産み・育てることが
できる環境を
確保します子育て当事者への支援の充実を目
指す

- (1) 妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) 子育て情報提供の充実
- (6) 安心して外出できる環境の整備

- ①幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減 ②少子化対策に関する取組
- ①一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッター等の充実
②訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
- ①育児休業制度の強化、長時間労働の是正や働き方改革の促進
②男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生への充実
③男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
- ①児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施
②こどもに届く生活・学習支援の推進 ③安全・安心な親子の交流の推進
④養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化
- ①子育てに関する情報の提供体制の強化
②プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化
- ①犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備